

武蔵丘同窓会規約

現在の武蔵丘同窓会の規約は、2006年10月14日に開催された総会において改定承認され、2007年4月1日より施行されています。

武蔵丘同窓会 規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は武蔵丘同窓会と称する。

第2条 (事務所)

1. 本会の事務所は東京都中野区に置く。
2. 本会は会長の承認を得て支部を設置することができる。

第3条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図り、東京都立武蔵丘高等学校（以下母校という）の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 会員名簿の維持管理
- (3) 懇親会の開催
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第5条 (会員)

本会は次に定める正会員、特別会員により構成する。

- (1) 正 会 員 旧制都立武蔵中学校及び都立武蔵丘高等学校の卒業生、並びに同各校に在学した者で入会を希望する者
- (2) 特別会員 現教職員及び旧教職員

第6条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 (2) 副 会 長 2名
- (3) 幹 事 長 1名 (4) 副幹事長 2名
- (5) 幹 事 各期1～3名
- (6) 会 計 2名 (7) 会計監事 2名

第7条 (役員を選出)

本会の役員は次の方法によって選出する。

- (1) 会 長 会員の中から幹事会の互選により推挙し、総会で選任する。
- (2) 副 会 長 会員の中から会長が幹事会の承認を得て推挙し、総会で選任する。
- (3) 幹 事 長 幹事の中から幹事会における選挙により選任する。
- (4) 副幹事長 幹事の中から幹事長の推薦により幹事会で選任する。
- (5) 幹 事 各期において互選し幹事会に登録する。会長、副会長、会計監事を選出した期は幹事を補充する。尚、各サークルのOB、OG会においても幹事を選出することができる。
- (6) 会 計 幹事の中から幹事会で選任する。
- (7) 会計監事 会員の中から幹事会の互選により推挙し、総会で選任する。

第8条 (役員の仕事)

役員は次の任務を遂行する。

- (1) 会 長 会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹 事 長 幹事会の議を経て会務を執行する。
- (4) 副幹事長 幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時はその職務を代行する。
- (5) 幹 事 幹事は幹事会を構成し、本会の活動全般を審議する。
- (6) 会 計 本会の経理及び出納を行う。
- (7) 会計監事 本会の会計を監査する。

第9条 (役員任期)

1. 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員が任期途中で就任したときは、前任者の残

任期間とする。

第10条 (名誉会長、顧問、相談役)

本会に名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

- (1) 母校の校長を名誉会長とする。
- (2) 顧問は現教職員の中から校長の推薦に基づき会長が委嘱する。顧問は幹事会に出席し助言を行う。
- (3) 相談役は幹事会の議を経て総会で選任する。相談役は会長の諮問に応じる。また幹事会に出席できる。

第2章 機 関

第11条 (総会)

1. 総会は会員をもって構成し、次の事項を議決する。
 - (1) 幹事会より提案された方針、会計報告、活動報告の議決承認。
 - (2) 会長、副会長、会計監事、相談役の選任。
2. 総会は会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 幹事会が必要と認めるときは臨時総会を開催することができる。

第12条 (幹事会)

1. 幹事会は役員をもって構成し、次の事項を行う。
 - (1) 会長、副会長、会計監事の推挙。
 - (2) 幹事長、副幹事長、会計の選任。
 - (3) 本会会務執行に必要な事項の議決。
 - (4) 本会の事業計画、予算、事業報告、決算の議決。
 - (5) 本会活動を遂行する上で必要に応じた委員会の設置。
2. 幹事会は会長もしくは幹事長が招集する。または幹事の10名以上の請求により会長が招集する。

第13条 (実行委員会)

本会は年度事業執行のため実行委員会を設置する。

第14条 (事務局)

本会は事務局を設置し本会の事務を行う。

第15条 (議決の方法)

1. 本会の総会及び幹事会における議決は過半数の同意をもって決する。
2. 表決を他の構成員に委任することはできない。

第3章 会 計

第16条 (収入)

本会の収入は年会費、寄付金、その他の事業収入からなる。

第17条 (支出)

本会の支出は幹事会の承認を要する。

第18条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第4章 規約の改定

第19条 (規約の改定)

本規約の改定は総会の議決によって行う。但し、会長が必要と認めるときは、幹事会の出席者の三分の二をもって変更することができる。この場合は、直近に開かれる総会において承認を得なければならない。

第20条 (規定の制定)

この規約に定めのない事項については、幹事会の議を経て別に規定を定めることができる。

第5章 附 則

第21条 (施行)

1. 本改訂規約は平成3年9月22日より施行する。
2. 本改訂規約は平成15年10月25日より施行する。

3. 本改定規約は平成18年10月15日より平成19年3月31日までを移行期間とし平成19年4月1日より施行する。

弔 意 規 定

第1条 この規定は本会よりの弔意を表すことを目的とする。

第2条 次の事情が発生したときは、弔慰金又は生花等をおくることができる。

- (1) 在任中の会長、副会長の死亡。
- (2) 会長または副会長が認めた特別の事情のある場合。

表 彰 規 定

第1条 本会は母校初代校長手塚昇氏の教育理念に基づき『自分の個性を発揮し、それぞれの分野における秀でた存在や業績を広く認められる者』に手塚記念賞として表彰状と記念品を贈呈する。

第2条 本会は次に該当する者に同窓会功労賞として表彰状と記念品を贈呈する。

- (1) 役員を長年務め、本会の発展に著しく貢献した者。
- (2) 本会に多大な貢献をした者。

第3条 手塚記念賞、同窓会功労賞の受賞者は幹事会で決定する。表彰は総会にて行う。

会 費 規 定

第1条 本会の年会費は2,000円とする。但し卒業後5年間の年会費は1,000円とする

第2条 母校卒業時に5年間の年会費として5,000円を前納する。

援 助 規 定

第1条 本会会員が同期会を開催するときは通信費等同期会援助として30,000円を開催者に援助する。

- (1) 援助を受けた期はその後5年経過後の開催には同額の援助を受けることができる。
- (2) 援助を受けた開催者はその使用明細と銀杏掲載の為に開催内容の報告書を事務局に提出しなければならない。提出のない場合は以後その期に対して援助は出来ない。

第2条 部活動として夏期合宿を開催する部のOB・OGには参加による費用負担軽減の為、合宿援助として1部に対し40,000円を援助する。

- (1) 合宿援助を受けた部のOB・OGは合宿の活動内容を報告書にして事務局へ提出しなければならない。提出のない部はその後の援助は出来ない。

第3条 本会からの援助は当事者から事務局への申請により行う。

第4条 援助の停止を受けた期や部は幹事会が再援助を議決した場合再び援助を受けることができる。